

技術職員名簿

令和 年 月 日

【申請者】 住 所

商号又は名称

区 分

代表者職氏名

㊞

当初 (令和 年 月 日現在)

変更 (令和 年 月 日現在)

変更事由 : ① 採用 ② 退職 ③ 資格取得・喪失 ④ その他

(*) 変更欄の事由に上記の番号及び年月日、変更事由3・4は備考欄に内容も記入してください

	氏 名	生年月日	有資格者区分コード※2 (3桁のコードを記入してください)				監理技術者 資格者証 交付番号	変更(*)		備考
			1	2	3	4		事由	年月日	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

- ※1 これは太田市の独自様式です。この名簿には、恒常的な雇用関係にある職員（3ヶ月以上継続して雇用）で、建設工事に主任技術者又は現場代理人として配置し得る技術職員を記入してください。
- ※2 有資格者区分コードは、別シートの資格区分コード表に記載された3桁のコードを記入してください。
- ※3 技術職員に変更があった場合には、遅滞なく変更後名簿（全技術職員）を提出してください。
- ※4 退職の場合は見え消しにて記入してください。
- ※5 記入欄が足りない場合は適宜別紙を追加してください。

技術職員名簿

記入例

提出日を記入 令和 5 年 10 月 2 日

【申請者】 住 所 太田市浜町2番35号

商号又は名称 株式会社 ▲▲▲▲

区 分 代表者職氏名 代表取締役 ●● ●● ㊞

当初 (令和 年 月 日現在)

変更 (令和 3 年 4 月 8 日現在)

変更事由 : ①採用 ②退職 ③資格取得・喪失 ④その他

(*) 変更欄の事由に上記の番号及び年月日、変更事由3・4は備考欄に内容も記入してください

	氏 名	生年月日	有資格者区分コード※2 (3桁のコードを記入してください)				監理技術者 資格者証 交付番号	変更(*)		備考
			1	2	3	4		事由	年月日	
1	●● ●●	昭和30年1月1日	2 1 4	2 3 0			1234567890			
2	●● ●●	昭和40年2月2日	0 0 2							
3	●● ●●	昭和50年4月4日	1 1 3				2345678901			
4	●● ●●	昭和60年4月4日	2 3 0	2 2 8				③	令和5年4月8日	取得(228)
5	●● ●●	昭和55年5月5日	0 0 2	1 9 7	2 1 4	2 3 0	3456789012	②	令和5年3月31日	
6	●● ●●	平成6年6月6日	1 7 6	2 1 4				①	令和5年1月1日	
7	●● ●●	平成7年7月7日	1 7 1					④	令和5年3月22日	改姓
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

変更は、変更者のみではなく変更後の全技術者を記載してください。
退職や資格喪失等は前内容を見え消しにしてください。

※1 これは太田市の独自様式です。この名簿には、恒常的な雇用関係にある職員（3ヶ月以上継続して雇用）で、建設工事に主任技術者又は現場代理人として配置し得る技術職員を記入してください。
 ※2 有資格者区分コードは、別シートの資格区分コード表に記載された3桁のコードを記入してください。
 ※3 技術職員に変更があった場合には、遅滞なく変更後名簿（全技術職員）を提出してください。
 ※4 退職の場合は見え消しにて記入してください。
 ※5 記入欄が足りない場合は適宜別紙を追加してください。

別表 2

建設工事関係技術職員資格区分コード表

- ◎ 監理技術者となりうる資格
- 主任技術者となりうる資格
- □ 解体工事に係る監理技術者(■)又は主任技術者(□)になりうる資格のうち、H27年度までの合格者に対しては当該資格に加えて登録解体工事講習の受講又は解体工事に関する実務経験1年以上が必要です。
- ◆ 解体工事に係る監理技術者になりうる資格のうち、当該資格に加えて登録解体工事講習の受講又は解体工事に関する実務経験1年以上が必要となります。

根拠法令	資格区分	級区分	有資格区分コード	確認書類	土木一式	建築一式	電気	管	舗装	造園	水道施設	・コンクリート	解体	その他	
建設業法	法第7条第2号イ該当(指定学科卒業後3又は5年の実務経験)	その他の技術者(一般建設業)	001	実務経歴証明書	該当する項目										
	法第7条第2号ロ該当(10年の実務経験)	その他の技術者(一般建設業)	002												
	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)	大臣認定者(特定建設業)	003	大臣認定証											
	法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)	大臣認定者(特定建設業)	004												
	建設機械施工技士	1級	111	◎					◎						
		2級(第1種～第6種)	212	○					○			○			
	土木施工管理技士	1級	113	◎					◎		◎	◎	■	◎石、鋼構造物、しゅんせつ、塗装	
		2級(土木)	214	○					○		○	○	□	○石、鋼構造物、しゅんせつ	
		2級(鋼構造物塗装)	215											○塗装	
		2級(薬液注入)	216									○			
	建築施工管理技士	1級	120		◎								◎	■	◎大工、左官、石、屋根、タイル、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装、絶縁、建具
		2級(建築)	221		○									□	
		2級(躯体)	222										○	□	○大工、タイル、鋼構造物、鉄筋
		2級(仕上げ)	223												○大工、左官、石、屋根、タイル、板金、ガラス、塗装、防水、内装、絶縁、建具
	電気工事施工管理技士	1級	127				◎								
		2級	228				○								
	管工事施工管理技士	1級	129					◎							
		2級	230					○							
	電気通信工事施工管理技士	1級	131												◎電気通信
2級		232												○電気通信	
造園施工管理技士	1級	133								◎					
	2級	234								○					
建築士法	建築士	1級	137	免許証		◎								◎大工、屋根、タイル、鋼構造物、内装	
		2級	238			○							○大工、屋根、タイル、内装		
		木造	239											○大工	
技術士法	建設・総合技術監理(建設)		141	「登録証」又は「技術士登録等証明書」	◎	◎		◎	◎		◎	◆	◎しゅんせつ		
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)		142		◎	◎		◎	◎		◎	◆	◎鋼構造物、しゅんせつ		
	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)		143		◎							◎			
	電気電子・総合技術監理(電気電子)		144				◎							◎電気通信	
	機械・総合技術監理(機械)		145											◎機械器具設置	
	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)		146					◎						◎機械器具設置	
	上下水道・総合技術監理(上下水道)		147					◎			◎				
	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)		148					◎			◎			◎さく井	
	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)		149		◎								◎	◎しゅんせつ	
	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)		150							◎					
	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)		151		◎						◎	◎			

別表 2

建設工事関係技術職員資格区分コード表

- ◎ 監理技術者となりうる資格
- 主任技術者となりうる資格
- 解体工事に係る監理技術者(■)又は主任技術者(□)になりうる資格のうち、H27年度までの合格者に対しては当該資格に加えて登録解体工事講習の受講又は解体工事に関する実務経験1年以上が必要となります。
- ◆ 解体工事に係る監理技術者になりうる資格のうち、当該資格に加えて登録解体工事講習の受講又は解体工事に関する実務経験1年以上が必要となります。

根拠法令	資格区分	級区分	有資格区分コード	確認書類	土木一式	建築一式	電気	管	舗装	造園	水道施設	とび・土エ ンクリート	解体	その他		
技術士法	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)		152	「登録証」又は「技術士登録等証明書」			◎									
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)		153				◎				◎					
	衛生工学「廃棄物処理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)		154				◎				◎			◎清掃施設		
電気工事法	第一種電気工事士		155	免状			○									
	第二種電気工事士	実務経験3年以上	256				○									
電気事業法	電気主任技術者(第1種～第3種)	実務経験5年以上	258	免状			○									
電気通信事業法	電気通信主任技術者	実務経験5年以上	259	免状										○電気通信		
水道法	給水装置工事主任技術者	実務経験1年以上	265	免状				○								
消防法	甲種消防設備士		168	免状										○消防施設		
	乙種消防設備士		169												○消防施設	
浄化槽法	浄化槽設備士	(独自コード)	400	免状										要「管工事施工管理技士」		
職業能力開発促進法	建築大工	1級	171	技能検定合格証書										○大工		
		2級(3年以上の実務経験)	271											○大工		
	型枠施工	1級	164									○		○大工		
		2級(3年以上の実務経験)	264									○		○大工		
	左官	1級	172												○左官	
		2級(3年以上の実務経験)	272												○左官	
	とび・とび工	1級	157										○	○		
		2級(3年以上の実務経験)	257										○	○		
	コンクリート圧送施工	1級	173										○			
		2級(3年以上の実務経験)	273										○			
	ウェルポイント施工	1級	166										○			
		2級(3年以上の実務経験)	266										○			
	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管	1級	174						○							
		2級(3年以上の実務経験)	274						○							
	給排水衛生設備配管	1級	175						○							
		2級(3年以上の実務経験)	275						○							
	配管・配管工	1級	176						○							
		2級(3年以上の実務経験)	276						○							
	建築板金「ダクト板金作業」	1級	170						○							○屋根、板金
		2級(3年以上の実務経験)	270						○							○屋根、板金
タイル張り・タイル張り工	1級	177												○タイル		
	2級(3年以上の実務経験)	277												○タイル		

建設工事関係技術職員資格区分コード表

- ◎ 監理技術者となりうる資格
- 主任技術者となりうる資格
- □ 解体工事に係る監理技術者(■)又は主任技術者(□)になりうる資格のうち、H27年度までの合格者に対しては当該資格に加えて登録解体工事講習の受講又は解体工事に関する実務経験1年以上が必要となります。
- ◆ 解体工事に係る監理技術者になりうる資格のうち、当該資格に加えて登録解体工事講習の受講又は解体工事に関する実務経験1年以上が必要となります。

根拠法令	資格区分	級区分	有資格区分コード	確認書類	土木一式	建築一式	電気	管	舗装	造園	水道施設	とび・土エ ・コンクリート	解体	その他		
職業能力開発促進法	築炉・築炉工・れんが積み	1級	178	技能検定合格証書										○タイル		
		2級(3年以上の実務経験)	278												○タイル	
	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工	1級	179													○石、タイル
		2級(3年以上の実務経験)	279													○石、タイル
	石工・石材施工・石積み	1級	180													○石
		2級(3年以上の実務経験)	280													○石
	鉄工・製罐	1級	181													○鋼構造物
		2級(3年以上の実務経験)	281													○鋼構造物
	鉄筋組立て・鉄筋施工	1級	182													○鉄筋
		2級(3年以上の実務経験)	282													○鉄筋
	工場板金	1級	183													○板金
		2級(3年以上の実務経験)	283													○板金
	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」	1級	184													○屋根、板金
		2級(3年以上の実務経験)	284													○屋根、板金
	板金・板金工・打出し板金	1級	185													○板金
		2級(3年以上の実務経験)	285													○板金
	かわらぶき・ストレート施工	1級	186													○屋根
		2級(3年以上の実務経験)	286													○屋根
	ガラス施工	1級	187													○ガラス
		2級(3年以上の実務経験)	287													○ガラス
	塗装・木工塗装・木工塗装工	1級	188													○塗装
		2級(3年以上の実務経験)	288													○塗装
	建築塗装・建築塗装工	1級	189													○塗装
		2級(3年以上の実務経験)	289													○塗装
	金属塗装・金属塗装工	1級	190													○塗装
		2級(3年以上の実務経験)	290													○塗装
	噴霧塗装	1級	191													○塗装
		2級(3年以上の実務経験)	291													○塗装
路面標示施工			167											○塗装		
畳製作・畳工	1級	192												○内装		
	2級(3年以上の実務経験)	292												○内装		
内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工	1級	193												○内装		
	2級(3年以上の実務経験)	293												○内装		

別表 2

建設工事関係技術職員資格区分コード表

- ◎ 監理技術者となりうる資格
- 主任技術者となりうる資格
- □ 解体工事に係る監理技術者(■)又は主任技術者(□)になりうる資格のうち、H27年度までの合格者に対しては当該資格に加えて登録解体工事講習の受講又は解体工事に関する実務経験1年以上が必要となります。
- ◆ 解体工事に係る監理技術者になりうる資格のうち、当該資格に加えて登録解体工事講習の受講又は解体工事に関する実務経験1年以上が必要となります。

根拠法令	資格区分	級区分	有資格区分コード	確認書類	土木一式	建築一式	電気	管	舗装	造園	水道施設	とび・土エ コンクリート	解体	その他		
職業能力開発促進法	熱絶縁施工	1級	194	技能検定合格証書										○絶縁		
		2級(3年以上の実務経験)	294												○絶縁	
	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工	1級	195													○建具
		2級(3年以上の実務経験)	295													○建具
	造園	1級	196								○					
		2級(3年以上の実務経験)	296								○					
	防水施工	1級	197													○防水
		2級(3年以上の実務経験)	297													○防水
	さく井	1級	198													○さく井
		2級(3年以上の実務経験)	298													○さく井
	その他	地すべり防止工事	1年以上の実務経験		061	合格証明書								○	△	○さく井
		基礎ぐい工事 (※H28年8月施行)			040									○		
建築設備士		1年以上の実務経験	062				○	○								
計装士		1年以上の実務経験	063				○	○								
解体工事 (解体工事施工技士)			060											○		
基幹技能者 (※H30年4月施行)			064	講習修了証	該当する項目											